第８９号議案関連資料

文教委員会資料

令和３年１２月２３日

子ども未来部子育て応援課

**子育て世帯への臨時特別給付金の支給について**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、１８歳までの子どものいる世帯に対し「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給する。

**補正予算額**　２，０７８，４０８，０００円

１　給付金支給の対応方法

　　　当初、国の想定では臨時特別給付金は、現金とクーポン券の５万円ずつ計１０万円を支給することとされていた。その後、すべて現金給付でも可とする等、各自治体の判断に委ねられたため、給付金のすべてを現金給付とし１０万円を一括給付とする。

２　給付金の内容

1. 給付金対象者　令和３年９月３０日（基準日）に住民票がある

平成１５年４月２日以降に生まれた児童

※（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる

支給対象者）

1. 給付対象者数　37,386名（令和3年9月末現在の見込み数）

　　　　　 (内訳)　 ①中学生以下　　　　　33,446名

　　　　　　 　　　 ②16歳から18歳　　　 3,940名

1. 事業経費等　　2,078,408千円（全額国庫負担（１０／１０））

　　　　　（内訳） 事業費分　　2,066,300千円

・①中学生以下　＠50,000×33,446名＝1,672,300千円

・②16歳から18歳 ＠100,000×3,940名＝394,000千円

　　　　　　 　　　事務費分　 　 12,108千円

３　区民への周知

　　対象者へ、案内を送付するとともに、区のホームページに掲載し、区民周知を図る。

４　スケジュール

令和３年１２月２８日　給付対象者「①中学生以下」の内、児童手当支給者は一括で１０万円給付

令和４年１月初旬　　　給付対象者「①中学生以下」の児童を養育する公務員世帯と「②16歳から18歳」の児童を養育する世帯に対し給付金申請の案内を送付

１月下旬　　　給付金申請書を受領後、内容確認の上１０万円を一括給付